

朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例（令和元年朝日村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(協議書の提出部数)

第3条 この規則の規定により提出する協議書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(土地利用基準及び設置基準)

第4条 事業を計画するにあたり、再生可能エネルギー発電設備設置の用に供する目的で行う土地利用基準（別表第1）及び、再生可能エネルギー発電設備設置基準（別表第2）を遵守しなければならない。

(事前協議)

第5条 条例第9条に規定する協議は、事前協議書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(説明会の報告及び同意)

第6条 条例第10条第2項に規定する報告は、自治会等説明会報告書（様式第2号）及び、近隣関係者同意書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実施協議)

第7条 条例第11条に規定する協議は、事業実施協議書（様式第4号）に別表第4に掲げる書類を添付して提出なくてはならない。

(終了の通知)

第8条 条例第12条に規定する終了した旨の通知は、協議終了通知書（様式第5号）により行うものとする。

(工事着手等の届出)

第9条 条例第13条第1項に規定する届出は実施協議終了後、工事届出書（様式第6号）を提出することにより行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する届出は、事業取下書（様式第7号）を提出することにより行うものとする。

(変更等の協議)

第10条 条例第15条に規定する協議は、変更協議書（様式第8号）に別表第3

に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して提出することにより行うものとする。

(立入証明証)

第 11 条 条例第 16 条第 2 項に規定する証明書は、職員証とする。

(指導、助言又は勧告)

第 12 条 条例第 17 条第 1 項に規定する指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第 9 号)によるものとする。

2 条例第 17 条第 2 項に規定する届出は、措置記録(様式第 10 号)を村長に提出するものとする。

3 条例第 17 条に規定する勧告は、勧告書(様式第 11 号)により行うものとする。

(公表)

第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規定による公表は、朝日村公告式条例(昭和 29 年朝日村条例第 2 号)第 2 条第 2 項に定める掲示場における掲示その他村長が適当と認める方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第 14 条 条例第 18 条第 2 項の規定による弁明の機会の付与は、弁明機会の付与通知書(様式第 12 号)による通知により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、公表に関する弁明書(様式第 13 号)により行わなければならない。

(専門家等の意見聴取)

第 15 条 村長は、環境、景観、農地、防災又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて、専門家等の意見を聴取することができる。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置の用に供する目的で行う土地利用基準

1 環境

- (1) 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等事業区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。
- (2) 地域の生活環境に影響がないよう十分配慮すること。
- (3) 現況地盤の勾配が30度以上である事業区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。ただし、公共施設を設置するため又は突出状の土地について防災上の安全を図るために行う必要最小限の造成については、この限りでない。
- (4) 保安林の境界から原則として20メートル以内の区域は、造成区域から除外すること。
- (5) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。
 - ア 自然環境の保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。
 - イ 事業区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。
 - ウ 植栽は、次により行うこと。
 - (ア) 事業区域内の表土を活用すること。
 - (イ) 現存樹木を移植し、活用すること。
 - (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。
 - (エ) 野鳥及び小動物のための結実花木（誘鳥木）を植栽すること。
 - (オ) 定期的に剪定及び除草を実施すること。
- (6) 発電設備の設置並びに建築物及び工作物の新築等並びに造成行為を行う際には、山の景観及び眺望の保全並びに周辺環境との調和に特段の配慮すること。
- (7) 水資源の確保を図るため、浸透施設の設置等により地下水のかん養機能の保持に配慮すること。
- (8) 河川及び水路が、汚水、土砂等の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として利害関係者の同意等が得られていること。
- (9) 農地に関しては、農地法（昭和27年法律第229号）を遵守し近隣関係者及び利害関係者の同意が得られていること。
- (10) 山林及び河川に関しては、森林法（昭和26年法律第249号）、砂防法（明治30年法律第29号）を遵守し隣関係者及び利害関係者の同意が得られてい

ること。

2 施設

- (1) 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。
- (2) 施設内の雨水は施設内で処理することを基本とすること。
- (3) 施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧、廃止、事業完了後の土地利用、その他について最後まで責任をもって管理し措置すること。
- (4) 施設内の草、樹木等、隣接する土地・農地に迷惑にならないよう十分配慮すること。

3 防災

- (1) 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川又は水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川又は水路の新設又は改修をすることとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。
- (2) (1)による河川又は水路の新設又は改修ができない場合は、調整池を設置すること。
- (3) 調整池を設置する場合において、下流の河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、原則としてその不足部分を改修すること。
- (4) 河川の新設又は改修をする場合の構造は、河川管理施設等構造令に適合したものであること。
- (5) 事業区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合には、事業の施行により事業区域の周辺若しくは下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。
- (6) 事業区域内にある河状を成している土地は、原則として現状の形態を尊重した土地利用計画とすること。
- (7) 排水路は、原則として開渠とすること。ただし、次のいずれにも該当する場合において、河川管理者がやむを得ないと認めたときは、暗渠とすることができる。
 - ア 当該暗渠の流域面積は、原則として10ヘクタール以下であること。
 - イ アの流域に、原則として事業区域外の流域を含まないこと。
 - ウ 流木等の除却作業が容易な断面の構造とし、当該断面に確保できる最小径は、原則として1,000ミリメートルとすること。
- (8) 造成工事によって伝生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈砂池とすることができる。

- (9) 切土高及び盛土高は、原則として 15 メートル以下とすること。
- (10) 盛土ののり長が 20 メートル以上となる場合は、原則としてのり長の 3 分の 1 以上を擁壁、のり枠等の永久構造物により被覆すること。
- (11) 事業区域内に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域が含まれる場合の取扱いについて村及び県と協議すること。

4 道路

- (1) 事業区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議がなされていること。
- (2) (1)協議により認定道路となるものについては、その構造が、原則として道路構造令に適合したものであること。
- (3) 資材運搬及び設置後の管理に使用される道路及びその他の施設を破損又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置等により交通障害の発生を防止すること。
- (4) 事業区域内の汚水、雨水、土砂等が事業区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう措置すること。
- (5) 道路ののり面又は道路と接するのり面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。

5 その他

- (1) 事業区域内に農地が含まれる場合には、その農地の部分については、原則として土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものではないこと。
- (2) 事業計画の策定に当たっては、事業区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、村教育委員会とその取扱いについて協議すること。
- (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事をする場合は、60 日前までに教育委員会に届出をすること。
- (4) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、村教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。
- (5) 工事に当たっては、交通安全を確保し、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。また、周辺地域に騒音、振動その他で迷惑をかけることのないよう配慮し、近隣及び地元自治会等への説明を行うこと。
- (6) 工事完了後を含め、野外での燃焼行為をしないこと。

別表第 2（第 4 条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置基準

- (1) 低周波音

低周波音については、住宅等において環境省「低周波音問題対応の手引書」低周波音による物的及び心身にかかる苦情に関する参照地値を超えないものとする。

(2) 振動

発電施設等の敷地境界において、振動規制法（昭和 46 年法律第 64 号）に基づく地域の指定等の振動の規制基準を越えないものとする。

(3) 電波障害

ア 事業者は、電波のルートを調査し、これを避けて設置するものとする。
この場合において対象となる電波（電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用）は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波とする。

イ アの規定にかかわらず、電波障害が生じる可能性がある施設が周辺に存在する場合には、総務省の各管轄地域の総合通信局「電波伝搬障害担当部署」に問い合わせるなど、別途検討するものとする。

ウ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

(4) 自然環境

事業者は、発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

(5) 景観

ア 事業者は、発電施設等の建設等にあって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。

イ 事業者は、第 3 条第 2 項に定める抑制区域に発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（合成写真、コンピューターグラフィック等の表現方法）によって予測し、予測した結果を村に対して提出するものとする。

ウ 事業者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、村から環境の保全について対応を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(6) 広告物

事業者が、発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害（ひかりがい）

事業者は、発電施設等の本体からの反射光及び設置した照明器具等により、周辺の住民生活と動植物への影響及び光害（光源から発せられる光の内その目的とする照射範囲の外に漏れる光又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響をいう。）が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 文化財

事業者は、発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても、文化財に関する知見を有する者及び教育員会から情報を聴取し、発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。

別表第 3（5 条関係）

書類の種類	明示すべき事項
1 位置図	事業区域を赤線で囲む。 方位 A 4 版 縮尺 2,500 分の 1
2 土地利用計画図	事業区域の境界 予定設備の設置位置 接続道路状況 方位 A 4 版 縮尺 1,000 分の 1
3 土地造成計画平面図	事業区域の境界 切土又は盛土をする土地の部分 方位 A 4 版 縮尺 1,000 分の 1
4 高低差の著しい箇所は、縦断図・横断図	切土又は盛土をする前後の地盤図 A 4 版縮尺 1,000 分の 1
5 再生可能エネルギー発電設備の施工図	方位、事業区域の境界 太陽光の場合は、太陽電池モジュールの配置を図示したもの
6 事業区域内の土地の公図	写し可 事前協議以前 3 箇月以内に発行されたもの
7 事業区域内の土地の登記事項証明書	写し可 事前協議以前 3 箇月以内に発行されたもの
8 他法令による許認可等を受けている場合はその写し	
9 その他村長が必要と認める図書	

別表第4（7条関係）

書類の種類	明示すべき事項
1 位置図	事業区域を赤線で囲む。 方位 A4版 縮尺 2,500 分の 1
2 土地造成計画平面図	事業区域の境界 切土又は盛土をする土地の部分 方位 A4版 縮尺 1,000 分の 1
3 高低差の著しい箇所は、縦断図・横断図	切土又は盛土をする前後の地盤図 A4版 縮尺 1,000 分の 1
4 再生可能エネルギー発電設備の施工図	方位 事業区域の境界 太陽光の場合は 太陽電池モジュールの配置を図示したもの
5 自治会等説明会報告書	
6 近隣関係者同意書	
7 工事工程表	
8 防災工事計画書	
9 その他村長が必要と認める図書	